

品確法適正運用で
横浜市に要望書

横浜建協と神奈川建協

横浜建設業協会(土志田領司会長)と神奈川建設業協会横浜支部(松尾文明支部長)は16日、横浜市庁舎を訪れ、鈴木伸哉副市長に改正公共工事品質確保促進法(公共工事品確法)の適正運用を求める要望書を提出し

た。4月からの本格運用に先立ち、地元業界団体としてあらためて運用指針に沿った発注事務を要望。鈴木副市長は「すべての職員への周知を徹底する」と約束した。17日には市議会議長にも同様の要望を行った。

土志田会長は「改正法の運用は業界の行く末を左右する。担い手の確保や一般管理費率の見直し

などが業界の発展の力になる」と期待を表明。鈴木副市長は「国が基準(運用指針)を策定した。これからは受け止めた自治体が確実に運用しなければならぬ。全職員が責任を持って対応できるよう情報を共有する」と応じた。

要望後の懇談で鈴木副市長は、4月から技術力結集型共同体の配置予定

技術者を代表構成員だけに緩和することや、全工事を対象にワンデーレスポンスを導入するなど、制度改善を行うことを明らかにした。これを受けて松尾支部長は「配置予定技術者についてはJ.Vを組みやすくなるなど、入札参加機会が増える」と歓迎する意向を示した。